

第10回遊びのプログラム等に関する専門委員会 主な指摘事項等

○日時：平成29年11月13日（月）10：00～12：00

○場所：労働委員会会館 6階 第612会議室

○議事

【今後の地域の児童館のあり方の検討について】

○ガイドライン項目1「児童館運営の理念と目的」について

- ・子どもの権利条約第31条を、児童館活動の一つの大きな根拠として入れてほしい。
- ・児童館は、児童福祉法の理念を体現している施設であり、引き続き児童福祉法の理念を児童館の理念とあわせて提示していくことが必要ではないか。
- ・「子育て支援」は「子育て家庭への支援」のほうがいいのではないか。
- ・理念には、改正児童福祉法第1条の児童の権利に関する条約の精神を子どもからの視点で書き込みをしていく。
- ・改正児童福祉法第2条第2項の保護者が第一義的責任を負うという家庭の存在も理念と目的に書き込みたい。

○ガイドライン項目2「児童館の機能・役割」について

- ・遊びとは何か、発達といかに連動するか。新任の児童厚生員が読んでわかる程度の書き方をする。
- ・0歳から18歳まですべての子どもの発達について、乳幼児から思春期の子どもまで必要とされる課題も書き込んでいいのではないか。
- ・児童館は、自由来館で異年齢の不特定多数のいろいろな人が利用するのであって、利用の条件がないことを文言に入れてほしい。管理の中で禁止など条件をつけていふこともある。
- ・発達の増進に、遊びを通して人間として成長していくという意味合いをしっかりと入れてほしい。遊びは子どもが決めることが重要であり、ガイドラインの前面に出してほしい。
- ・児童館こそ子どもが主役になれる場所、真ん中にいる場所ということをきちんと謳っていくことが重要。
- ・災害時の児童館の役割は、特に乳幼児の子どもたちの避難場所としての価値は高まっているのではないか。災害が起こった場合の児童館の機能・役割が謳えるといい。
- ・「地域組織活動の育成」を「地域における子ども・子育てネットワークの推進」とすることが求められているのではないか。

○ガイドライン項目3 「児童館の活動内容」について

- ・近所の児童公園や児童遊園がなかなか使えない。児童館エリアの児童公園は児童館がマネジメントするなど、地域の子どもの遊び環境づくりというハードの部分を機能として入れられないか。
- ・児童健全育成に従事する専門職を育てていくことも現場の大きな役割として謳っていくことが重要ではないか。
- ・「ボランティアの育成と活動」に、子どもが成人になっても児童館とのつながりを継続できるようにするとあるが、若者支援の要素も含めて膨らませることができないか。
- ・物がない、予算もそれほどない。何かやろうとしたときにはぱっと用意できない不便さが児童館の遊びの最も大事なところ。こうした児童館の遊びの意義や意味をガイドラインで伝えなければならない。
- ・「児童館の活動内容」全体の構成を、具体例もうまく織り込み、参考になるような内容・体裁にできないか。
- ・「放課後児童クラブの実施」では、主に放課後児童クラブの側から書かれているが、自由来館の子どもたちの側に立って配慮が必要だという観点があればいいのではないか。
- ・今、妊娠期からの切れ目のない支援が始まっているので、プレパパ・プレママを含め、親になる世代全体として入れていくといい。母子保健との連携も言いやすくなる。

○ガイドライン項目4 「児童館と家庭・学校との連携」について

- ・学校との連携が教育委員会との溝を感じるので、国等で支援してもらうといい。
- ・学校の先生で児童館のことを知っている方は少なく、連携の中で学校に活動を理解してもらうことを明記したほうがいいのではないか。
- ・児童館がなぜ学校と連携しなければならないか、突っ込んだ文章があるといい。また、同じ小学校の子どもが通っている児童館の職員と教員が、子どもをどう捉え、見ていくのかを共有することが必要な点を押さえておきたい。
- ・児童館の側から学校にはアプローチしていくことが必要ではないか。子どもを健全に育成していく上で有益であるということを学校に伝える力が児童館にも求められている。
- ・行事や特別な事柄だけでなく、子どもの健全育成にかかわる日常の問題について、定期的(年3～4回程度)に意見交換、情報交換ができるような環境をつくっていくことが必要なのではないか。
- ・児童館ガイドラインを学校に配布するという積極的なアウトリーチの内容など具体的な事柄も含めていいかと思う。
- ・「地域との連携」は、地域住民との連携と必要な場合に児童相談所等の相談機関との連携があるが、地域住民と連携することと相談機関と連携することは少し違うので、相談機関を含めた社会資源との連携をもう1項目立てたほうがいいのではないか。
- ・地域人材を資源と捉えて、育成、開発する視点も書けるといい。

○ガイドライン項目5「児童館の職員」について

- ・児童館は、嘱託職員が多く、人不足が問題になっている。児童館は地方交付税で賄われているが、児童館に求められている機能がわかっていない館長もいる。館長の意識改革をしていくためにも、ガイドラインに沿った活動に対する補助金も必要になってくるのではないか。
- ・職員配置の基準をガイドラインに載せられないか。
- ・記録は非常に重要で、児童館の価値を発信する大きな要素でもある。配慮を要する子どもだけではなく、児童館に来館するすべての子どもの記録をとり、経験の累積をしていくことも明記したほうがいいのではないか。
- ・虐待防止の観点では、「予防」から入れたほうがいい。

○ガイドライン項目6「児童館の運営」について

- ・運営協議会に、児童館と地域をつなげるような「児童館サポーター」のような人達のことを書けないか。
- ・「要望、苦情への対応」では、情報開示の必要性について書き加える。また、自己評価、利用者評価、第三者評価の必要性について書き加える。
- ・「職員体制と勤務環境の整備」で、館長についての記載がここでも書き込めないか。館長の資質が児童館の活動内容に影響していることが明らかになっており、何らか館長の要件について書き込めないか。
- ・「要望、苦情への対応」では、児童館では苦情になる前の相談や愚痴が重要である。

○全体・概括について

- ・放課後児童クラブの運営指針程度に文言を広げてもいいのではないか。

【その他】

11月28日に今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキングの第1回を開催予定。